

財政援助団体等の監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査を尾花沢市監査基準に準拠し実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

令和8年2月19日

尾花沢市監査委員 丹川 弘 行
尾花沢市監査委員 小 関 英 子

記

1. 監査の対象 尾花沢市土地開発公社
2. 監査期日 令和8年1月14日（水）
3. 監査執行者 尾花沢市監査委員 丹川 弘 行
尾花沢市監査委員 小 関 英 子
4. 監査の範囲 令和6年度事業に係る出納並びに関連事務の執行状況
5. 監査の着眼点
及び実施内容 監査対象の財政援助団体及び所管課が令和6年度に実施した会計事務その他の事務執行が当該財政援助の目的に沿って行われているかを監査するため、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、当該法人の役職員から説明を聴取するとともに、会計事務その他の事務が適正に執行されているかに主眼をおき、関係諸帳簿、証書類の監査を実施した。
6. 監査の結果 提出された資料に基づき関係諸帳簿と照合し、確認の結果、計数に誤りはなく、関連事務の執行についても適正に執行されていることを認める。